

議案第45号

職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

- 職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の懲戒に関する条例の一部改正)
- 第1条 職員の懲戒に関する条例(昭和28年10月目黒区条例第21号)の一部を次のように改正する。
- 第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、「除く。)」の次に「とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。
- この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。
- (目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 第2条 目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月目黒区条例第28号)の一部を次のように改正する。
- 第1条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。
- (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)
- 第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年6月目黒区条例第11号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項中「又は次に」を「、又は次に」に改め、同条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する

異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第4条、第5条第2項、第13条第1項及び第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月目黒区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項ただし書、第5条、第6条第2項及び第15条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月目黒区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員」を「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「

定年前再任用短時間勤務職員」という。)に改め、同項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年3月目黒区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次項において「改正法」という。)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この条例による改正後の目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定を適用する。

3 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

（説明） 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。